高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第13号

中日本高速道路株式会社が令和８年１月30日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)１．⑴⑤ロに基づく特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整として、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年５月15日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

伊勢湾岸道集中工事に伴う料金調整の実施について

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西インターチェンジ（以下、「ＩＣ」という。)又は近畿自動車道名古屋神戸線の飛島ＩＣを、迂回を目的として名古屋環状２号線又は名古屋高速道路公社が管理する道路の方面へ通行するＥＴＣ車。ただし、迂回する起点から終点までの経路を⑷のイからへに掲げるいずれかの経路で連続して走行した場合に限る。